

## 市第 216 号議案 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

### 1 提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）等の制定に伴い、介護保険サービス等の基準省令が改正されました。

つきましては上記省令の改正に伴い、省令を基に制定した関係条例を改正する必要があります。

### 2 改正が必要な条例（全 8 条例）

- (1) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 74 号）
- (2) 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 71 号）
- (3) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）
- (4) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）
- (5) 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 51 号）
- (6) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）
- (7) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）
- (8) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 52 号）

### 3 条例の施行予定日

平成 27 年 4 月 1 日

(1) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	職員の配置の基準 (1)【特別養護老人ホーム：第46条】	サテライト型居住施設の本体施設として認められる対象について、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを追加することに伴い、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを本体施設とするサテライト型居住施設の人員基準の緩和要件について、規定する。【新設】	<u>医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</u>

(2) 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	従業者の員数 (2)【介護老人保健施設：第4条】	サテライト型小規模介護老人保健施設、医療機関併設型小規模介護老人保健施設について、置かないことができる職種に言語聴覚士を加える。	支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは <u>言語聴覚士</u> 、栄養士又は介護支援専門員

- (3) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例  
 (6) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	訪問介護員等の員数 (3)【訪問介護：第6条】 (6)【介護予防訪問介護：第6条】	「利用者 40 人に対して1人以上」であるサービス提供責任者の配置基準に、一定の要件のもと「利用者 50 人に対して1人以上」に緩和できる規定を設ける。【新設】	<u>常勤のサービス提供責任者を3以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50 又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。</u>
②	基本方針 (3)【訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション：第55条、第71条、第90条、第106条、第123条】	事業の基本方針に「心身機能の維持回復」に加え、「生活機能の維持・向上」を目指すものでなければならないことについて規定する。	事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
③	具体的取扱方針 (3)【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション：第76条、第127条】 (6)【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション：第78条、第113条】	介護支援専門員や各サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議を通じ、支援方針や目標、計画を共有するよう努めることとする。【新設】	<u>事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</u>
④	計画の作成 (3)【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション：第77条、第128条】 具体的取扱方針 (6)【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション：第78条、第113条】	訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの両サービスを同一事業所が提供する場合の運営の効率化を推進するため、計画の作成等について一体的作成を可能とする。【新設】	<u>事業者が指定通所（訪問）リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問（通所）リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問（通所）リハビリテーション計画を作成した場合については、運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>
⑤	設備及び備品等 (3)【通所介護：第93条、第110条】 (6)【介護予防通所介護：91条】	事業所の設備を利用して宿泊サービスを提供する場合、市長への届出を義務付ける。【新設】	<u>前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u>
⑥	事故発生時の対応 (3)【通所介護：第102条の2】 (6)【介護予防通所介護：97条の2】	宿泊サービスの提供により事故が発生した場合、関係機関への連絡等を義務付ける。【新設】	<u>指定通所介護事業者は、第93条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
⑦	<p>定員の遵守</p> <p>(3)【短期入所生活介護：第152条】</p> <p>(6)【介護予防短期入所生活介護：第127条】</p>	<p>利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に必要と認められた場合には、専用の居室以外の静養室での受入を可能とする。【新設】</p>	<p><u>利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</u></p>
⑧	<p>衛生管理等</p> <p>(6)【介護予防短期入所生活介護：第129条】</p>	<p>事業者が衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならないものに、施設という言葉を追加する。</p>	<p>事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品又は医療機器を備える場合には、その管理を適正に行わなければならない。</p>
⑨	<p>基本方針</p> <p>(3)【特定施設入居者生活介護：第199条】</p> <p>(6)【介護予防特定施設入居者生活介護：第185条】</p>	<p>養護老人ホームについて、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型を可能とするため、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけとする要件を撤廃する。</p>	<p>【削除】</p>
⑩	<p>従業者の員数</p> <p>(3)【特定施設入居者生活介護：第200条】</p> <p>(6)【介護予防特定施設入居者生活介護：第186条】</p>	<p>介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準（10：1）を参考に、要支援2の基準（3：1）を（10：1）に見直す。</p>	<p>看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。</u></p>
⑪	<p>法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意</p> <p>(3)【特定施設入居者生活介護：第205条】</p> <p>(6)【介護予防特定施設入居者生活介護：第191条】</p>	<p>事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務付けられているが、この要件を撤廃する。</p>	<p>【削除】</p>
⑫	<p>適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等</p> <p>(3)【福祉用具貸与、特定福祉用具販売：第240条】</p> <p>(6)【介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売：第226条】</p>	<p>福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、自己研鑽<sup>さん</sup>の努力義務規定を設ける。【新設】</p>	<p><u>福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</u></p>

- (4) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例  
 (7) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
①	(4)【地域密着型サービス：目次(第10章)、本則(第7条等(第84条、第85条、第181条、第182条及び第183条除く))】 (7)【地域密着型介護予防サービス：第45条】	複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護にサービス名を変更する。	<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
②	<u>従業者の員数</u> (4)【定期巡回・随時対応型訪問介護看護：第7条】	夜間帯のオペレーターとして充てることができる対象を、併設施設等から同一敷地内にある施設等に緩和する。	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の <u>同一敷地内</u> に次のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、午後6時から午前8時までの間においては当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
③	<u>基本取扱方針</u> (4)【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護：第24条、第92条、第186条】 (7)【介護予防小規模多機能型居宅介護：第68条】	外部評価の実施を、介護・医療連携推進会議等に事業所が行う自己評価を報告し、評価等を受けるように変更する。	自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を <u>行い</u> 、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
④	<u>勤務体制の確保等</u> (4)【定期巡回・随時対応型訪問介護看護：第33条】	事業の一部の委託先を、訪問介護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所に加え、訪問看護事業所も対象とする。	他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は <u>指定訪問看護事業所</u> との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部</u> を、行わせることができる。
⑤	<u>基本方針</u> (4)【認知症対応型通所介護：第61条】	事業の基本方針に「心身機能の維持回復」に加え、「生活機能の維持・向上」を目指すものでなければならないことについて規定する。	事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう <u>生活機能の維持又は向上を目指し</u> 、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
⑥	<p>設備及び備品等</p> <p>(4)【認知症対応型通所介護：第64条】</p> <p>(7)【介護予防認知症対応型通所介護：第8条】</p>	<p>事業所の設備を利用して宿泊サービスを提供する場合、市長への届出を義務付ける。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p>
⑦	<p>事故発生時の対応</p> <p>(4)【認知症対応型通所介護：第79条の2】</p> <p>(7)【介護予防認知症対応型通所介護：38条の2】</p>	<p>宿泊サービスの提供により事故が発生した場合、関係機関への連絡等を義務付ける。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p>
⑧	<p>利用定員等</p> <p>(4)【認知症対応型通所介護：第66条】</p> <p>(7)【介護予防認知症対応型通所介護：第10条】</p>	<p>共用型認知症対応型通所介護の利用定員を、認知症対応型共同生活介護において実施する場合は、1事業所3人以下から1ユニット3人以下に緩和する。</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては<u>共同生活住居ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</u></p>
⑨	<p>従業者の員数等</p> <p>(4)【小規模多機能型居宅介護：第83条】</p> <p>(7)【介護予防小規模多機能型居宅介護：第45条】</p>	<p>看護職員の兼務対象事業所を、併設の施設等に加え同一敷地内にある居宅サービス事業所等も対象に緩和する。</p>	<p><u>次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>（※次の表（要約）は8ページ別表1）</p>
⑩	<p>登録定員及び利用定員</p> <p>(4)【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護：第86条、第184条】</p> <p>(7)【介護予防小規模多機能型居宅介護：第48条】</p>	<p>登録定員を25人以下から29人以下までに緩和する。</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を<u>29人以下とする。</u></p>
⑪	<p>同上</p>	<p>通いサービスの利用定員を15人から18人までに緩和する。</p>	<p>通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）<u>にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員</u>）</p> <p>（※次の表（要約）は8ページ別表2）</p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
⑫	設備に関する基準 (4)【認知症対応型共同生活介護：第 115 条】 (7)【介護予防認知症対応型共同生活介護：第 76 条】	地域の実情に応じ、ユニット数を 1 又は 2 から 3 までに緩和する。	指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 又は 2 とする。 <u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護の事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。</u>
⑬	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意 (4)【地域密着型特定施設入居者生活介護：第 137 条】	事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務付けられているが、この要件を撤廃する。	【削除】
⑭	従業者の員数 (4)【地域密着型介護老人福祉施設：第 153 条】	サテライト型居住施設の本体施設として認められる対象について、従来の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院、診療所に加え、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を追加する。	サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (この項の規定によるサテライト型居住施設であるものを除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項並びに次条第 1 項第 3 号において同じ。)、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものとの密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)
⑮	同上	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を本体施設とするサテライト型居住施設の人員基準の緩和要件について、規定する。【新設】	<u>医師及び介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、前号の規定に関わらず、1 以上(入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)</u> とする。
⑯	設備 (4)【地域密着型介護老人福祉施設：第 154 条】	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を本体施設とするサテライト型居住施設の設備基準の緩和要件について、規定する。	本体施設が指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
⑰	記録の整備 (4)【地域密着型介護老人福祉施設：第 178 条】	事業所が備えておくべき記録に、運営推進会議の記録を追加する。【新設】	<u>次条において準用する第 107 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u>

別表1

当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設	介護職員
当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	同表上記事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

別表2

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人



- (5) 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例  
 (8) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	<u>具体的取扱方針</u> (5) 【居宅介護支援：第 16 条】 (8) 【介護予防支援：第 33 条】	事業所間の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員（担当職員）は、サービス担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。 <b>【新設】</b>	<u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等事業者に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u>
②	同上	地域ケア会議において個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。 <b>【新設】</b>	<u>事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u>